

流山市農業委員会
平成23年第12回
総会議事録

平成23年11月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成23年第12回総会議事録

1 期 日 平成23年11月25日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 11番 根本 隆
12番 小林 常男

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

6番 豊島 啓行

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) ……………	2
(2) 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) ……………	4
(3) 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について ……………	8
(4) 議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について ……………	10
(5) 議案第56号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…	12
(6) 報告第33号 専決処理の報告について ……………	14

開会 午後3時00分

高市議長 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。大分気候も寒くなってまいりまして、十分、風邪には気を付けていただきたいと、このように思っております。

開会前に申し上げます。

前農業委員の渋谷辰夫様におかれましては、去る11月22日に御逝去されました。

渋谷様は、平成17年7月から平成23年7月までの6年間、農業委員として御活躍いただきました。

ここに、謹んで御報告いたしますとともに、渋谷様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

高市議長 それでは、ただ今から平成23年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

11番、根本委員、12番、小林委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第52号の「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」から議案第56号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの5議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第33号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく御祈り申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

(3時02分 水代委員入室)

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第52号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番でございます。権利者につきましては流山市西初石にお住まい
の方で、職業は兼農でございます。

次に、申請のあった土地ですが、申請地は流山市西深井の畑、2筆、1、
648㎡でございます。申請事由につきましては、経営規模の拡大を図る
ため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方でございます。

次に、申請のあった土地ですが、申請地は流山市西深井の畑、1筆、45
㎡でございます。申請事由につきましては、1番と同じく経営規模の拡大
を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図につきましては、同じく1ページでございます。

今月の3条許可申請につきましては、以上の2件でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報
告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」
御報告いたします。

今月の案件は、市許可が2件であります。

本案件につきましては、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリン
グを行い審議いたしました。

まず、1番について御報告いたします。

申請地は運河駅の西約800メートルに位置している農地で、利根運河に

隣接し、現況は耕起済みの状況でございました。

申請理由でございますが、権利者は定年後を見据え、既に就農しているところですが、この度、義務者や関係先から農地の購入依頼があったことから、経営規模の拡大を図るため申請地を購入しようとするものでございます。

購入価格は約549万円で、1坪当たり1万1千円とのことでございます。

売買価格が安いことについては、義務者の申し出により決定したということでございます。

申請地は、権利者宅から約4kmほど離れておりますが、車で10分程度の距離であり、農機具の運搬手段についても計画されておりました。

今回取得される畑の営農計画については、ジャガイモなどを作付けし、農協や市場などに出荷して行くということでございます。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め3人でございます。

現在、耕作している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、2番について御報告いたします。

申請地は1番の隣接地であり、現況は耕起済みの状況でございました。

申請理由でございますが、1番と同じでございますが、義務者から購入を依頼されたためということでございます。

購入価格は約14万9千円で、1番と同じく1坪当たり1万1千円とのことでございます。

また、2番の農地につきましても、ジャガイモなどを作付けしていくということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方、いらっしゃいますか。

14番（水代委員） 価格が安いのは、義務者の申出によるということなんです。例えばこういった場合に妥当な価格よりも安かった場合には、何か権利者の方に贈与税とか引かかってくることはない訳ですか。

吉田次長 税関係につきましても、贈与税という形にはならないかと思いま

す。なお、この金額に設定された経緯につきましては、ヒアリングの方でも確認させていただいたところでございますが、義務者の方がお金が必要であるといった事情もあったようでございます。また、こちらの価格を決める際にはですね、農協さんの方とも併せて相談を行いながら、お互いの話し合いでこの金額に設定されたというようなことございました。以上です。

14番（水代委員）一応確認だったものですから。

高市議長 はい。よろしいですか。

14番（水代委員）はい。

高市議長 ほかに御質問。大作委員。

10番（大作委員）質問という訳じゃございませんけれども、権利者の方にはですね、流山市農産物直売所の「新鮮食味」にですね、出荷されるよう事務局から要請していただければな、と思います。

岡田局長 承りました。

高市議長 ほかにございますか。御質問。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第53号

農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年11月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに申請者でございますが、申請者は流山市平方に在住されている方で、職業は兼農でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市平方の畑、1筆、482㎡で、転用

目的につきましては、貸駐車場及び貸資材置場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

今月の4条許可申請につきましては、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的につきましては、貸駐車場及び貸資材置場を建設しようとするものであります。

申請理由でございますが、申請者は、し尿、一般廃棄物、資源ごみ等の収集業務を行う会社の代表を務めております。

そこで、流山市が平成21年度に策定した流山市一般廃棄物処理基本計画及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、同社が缶、ビン、鉄等の回収業務に平成24年度から参入を予定しているため整備を行うものであります。

回収に当たっては、回収物の徹底的な分別が必要とのことであり、作業のできる土地を探しておりましたが、分別場としての利用について市街化区域内では住民の理解を得ることが不可能でありました。

そこで、事業拡大に併せ、同社の敷地内を整理し、不足する容器包装物の分別置場及び従業員の駐車場を申請者が所有する農地に設置し、貸与することにしたため、申請があったものでございます。

申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.2kmに位置し、周囲は、農地と宅地が混在している区域であり、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、資材置場及び駐車場内の表層は、アスファルト舗装を施工することです。

申請地の近隣農地所有者へ説明したところ、騒音は出ないか、雨水の流入は困るといった意見があったので、周辺への被害防除対策といたしまして、分別場と駐車場の間には生垣を設置するとともに、隣接地への土砂流出防止のため、コンクリートブロック3段積み及びフェンスを囲うことです。雨水対策については、場内に1.5%の勾配を設け、敷地内にU字溝を設置し、集水柵を経て、市道の既設排水管に接続して放流する計画でございます。

また、併せて場内照明灯を1基設置するということでございます。

資材置場及び駐車場整備に要する経費は、577万5千円で、全額自己資金で対応するとのことございまして、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当がございません。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。質疑ございますか。

7番（青野委員）これは、賃貸、申請者はお父さんで、子供さんが会社を営っていて、親子での賃貸という意味なんですか。

吉田次長 今回の申請者の方とですね清掃事業を行っている会社、二つありますが、まず、この清掃会社の代表をされている方は、今回の申請者でございます。ただ、実質的な会社の経営のことにつきましては、息子さんの方がされているというお話でした。本来であればこの申請者の方、お父様がですね、その会社に貸し付けている訳ですから、賃借料、賃貸料が発生するのが通常かと思いますが、ここで新しい事業に参入するに当たってですね、新しい回収車も購入するし、会社の資金面等の問題もあつたようでございます。その辺は当面はですね、無料で会社の方に使ってもらおうというふうなことで考えているということございまして。実際の経営は息子さんが行っておりますので、親の立場としてのことだと思えます。

なお、会社の業績がですね更に良くなってきて、利益も段々上がってくるかと思えます。また、上がってきましたらですね、その時に使用料をいただくというふうなことにしていきたいと、この賃借料の扱いについては、税理士さんの方とも許可をいただいた後には相談をしていきたいというふうなことをおっしゃってございました。

高市議長 よろしいですか。

7番（青野委員）そうすると次長ね、来年4月1日からの資源物の一元化に伴って、申請者の会社が資源物回収業者の一員になり、それで資源物の置き場所、それからそれを回収するための車をここに置くということによろしいんですか。

吉田次長 そのとおりでございまして、4月から新しい制度で資源物の回収

業者に参入をして行きたいということで、ただ、4月から始まりますので、4月参入のスタートのときに申請を出したのでは間に合いませんので、その前に今回の許可をいただいてですね、資源物の置場、また、車の置場を整備したいということで今回申請が出てきたものでございます。

7番（青野委員）そうすると、あとの心配は資源物を置いた場合のそういう汚水というか、そういう心配、それから周辺の農地は、耕作をされている方はほとんど地元の方だと思わんですけれども、その辺の配慮について事務局としてどう指導して行くのか、お伺いします。

吉田次長 まず、1点目の汚水とかの汚染の心配ということでございます。今回の改修につきましては、リサイクル品を回収ということでございます。主にビン、缶、それから鉄でしょうかね、これがステーションから持ってきてここへいったん持ってくるという形になります。それで従来ですと、直接ステーションで回収したものは、処分場へ持って行ったということのようでございます。今回、新しいスタートによってですね、ステーションから回収して処分場へ持って行くんですけれども、その間に、例えばビンとかですね、回収してそれを処分場へ持って行く際にですね、そのビンの中に例えば別の鉄くずが混ざっていたりするとですね、処分場へ搬入した際にお金が取られるんだそうです。余計なものが入っていたということで。そういたしますと大変な損失にもなってしまいますので、ステーションから回収してこの置場でビンの中に別なものが混ざっていないかどうかを見て、混ざっていればそれを分別するということが必要になったということのようで、そういった作業をする部分が一つ、それで作業が終わればすぐ処分場の方へその日のうちに持って行くということだそうです。ただ、分別に時間がかかって当日持っていけない場合は、翌日に持って行くこともあるけれども、長い保管にはならないというお話もございました。水分の含まれているものは、回収品がビン、缶、鉄などでございますから、汚水とか有害な水分等が出ることはないものと考えております。また、隣接地につきましては、畑として耕作されているところでもございました。主にお二人隣接の方がいらっしゃるということで、そちらの方に被害がないようにということで、先ほど委員長からも報告がありましたけれども、土砂流出防止については、コンクリートブロックで工事をするとかですね、排水対策についてはU字溝、それから集水柵を設けて既設排水管に接続して放流する、また、音とかにつきましても間に植樹をしてですね、防音効果を図るとか、そういった種々対策を講じていて、周辺に迷惑が掛からないように十分注意したいということで、ヒアリングのときも申請者の方からお聞きしておりますので、大丈夫だというふうに認識しております。

7番（青野委員）最後、お願いなんですけれども、事務局、農業委員の皆さんもそうなんです、結局市街地では、騒音なりそういう環境問題から好ましくない、それで調整区域にということで転用なんですけれども、私が心配しているのが、事業はやってもらわないんじゃないんでしょうがないんですけれども、調整区域の農地に問題のないようなね、指導をぜひお願いをしたい、市街地の住民と同じようにですね、農地だって生きものですから、一つ是非その辺を指導、地域との連携、こういうことをお願いをしておきます。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございますか。質疑ないですか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第54号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年11月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案の1番から4番につきましては、新規によるものでございます。

最初に1番でございますが、利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市上貝塚及び下花輪の田、7筆で6,961㎡でございます。

議案案内図につきましては、4ページでございます。

次に、4ページをお開きください。2番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、3筆で3,093㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、3番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山

市平方の田、2筆で2,062㎡でございます。

議案案内図につきましては、同じく5ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市南の田、1筆で1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、議案書の5ページを御覧ください。

5番と6番につきましては、更新によるものでございます。まず、5番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市野々下2丁目の畑、1筆で1,191㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

次に、6番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市野々下2丁目の畑、1筆で2,022㎡でございます。

議案案内図につきましては、同じく7ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の6件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが4件、更新によるもの2件であります。

最初に新規分でございますが、1番でございます。権利者の職業は農業で年齢は33歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約8.2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地の田は、大半は耕起済み、一部は稲刈り後の状況でありました。

本件については、10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でありました。

本件についても、10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者は1番、2番と同じ方であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でありました。

本件についても、10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者は1番から3番と同じ方であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、耕起済みの状況でありました。

本件についても、10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新分でございますが、5番でございます。

権利者の職業は農業で年齢は68歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑は大根が作付けられておりました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者は5番と同じ方でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑にはねぎが作付けられておりました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第55号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成23年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

相続人は、流山市向小金にお住まいの方で、農業に従事されている方でございます。次に猶予の願出のありました土地は、流山市向小金二丁目の畑、1筆で1,325㎡のうち1,260㎡でございます。議案案内図につきましては、8ページでございます。今月の適格者証明願につきましては、以上の1件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第55号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

被相続人は、大正9年生まれで、平成23年5月15日に91歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長男で昭和21年生まれの65歳です。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるため、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか妻と二男の3名であります。

申請地は生産緑地であり、現地の状況につきましては、観光ブドウ園として経営され、ブドウの収穫後でありました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第56号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第56号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成23年11月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございます。1番の申請地は、流山市中及び前平井の畑、6筆で4,477㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者御本人でございます。また、買取り申出事由が生じた日につきましては、平成23年10月19日でございます。

議案案内図につきましては、9ページから11ページでございます。

次に、2番でございます。2番の申請地は、流山市市野谷の畑、2筆で1,638㎡でございます。次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者御本人でございます。また、買取り申出事由が生じた日につきましては、平成23年10月21日でございます。

議案案内図につきましては、12ページでございます。

今月の証明願につきましては、以上の2件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第56号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の証明願は、2件でございます。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

まず、1番でございますが、申請理由については、今まで申請者が主となって農業を行ってまいりましたが、平成15年に悪性腫瘍を患い、その後も体調が優れないこと、また、昨年12月には、農業後継者が亡くなり、極度の自律神経失調症に陥り、現在も通院中であり、平成23年10月19日付けで、農業を継続して行くことが困難との診断が下されたためということでありました。

申出のあった土地については、畑、6筆、4,477㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業地区内にあり、流山セントラルパーク駅に近い従前地については既に住宅地又は工事中となっており、仮換地先については工事中でありました。

また、自宅前農地については耕起済み、その他の農地については特に作付けは行われておりませんでした。農地として適正に管理されておりました。

最後に、今後の土地の利用計画についてお聞きいたしました。家庭の事情があり、その支払いと老後の生活費に充当するため売却し、この資金を充てて行く予定とのことでありました。

次に、2番でございますが、申請理由については、申請者の家は専業農家であり、今まで申請者が主となって農業を行ってまいりましたが、本年6月ころから左腰臀部痛で通院加療中であり、平成23年10月21日付けで、農業に従事することが困難との診断が下されたということでもあります。

このため、従来の面積を耕作して行くことが困難になって来たことから、一部について生産緑地を解除し、土地活用をして行きたいということでございます。

申出のあった土地については、畑、2筆、1,638㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業地区内にあり、従前地は既に土地区画整理事業が行われており、つくばエクスプレスの高架下及び造成地となっており、仮換地先については、ほうれん草等が作付けられておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、1番、2番とも故障前は農業に従事していたと認められるため、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手をお願い

いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第33号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第33号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市平和台にお住まいの方で、平成22年11月3日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市西平井にございます農地、2筆、1,021㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市向小金にお住まいの方で、平成23年5月15日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市向小金2丁目にございます農地、3筆、2,227.15㎡でございます。

10月の届出は、以上の2件、5筆、3,248.15㎡でございました。

次に、議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の届出は5件でございまして、先月10月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしま

した。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が4件、電柱用地が1件でございました。

4条の届出につきましては、以上5件、6筆、652.06㎡でございました。

次に、議案書の12ページをお開きください。3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の10月分でございます。全部で7件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、7件のいずれもが売買でございました。また、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が6件、駐車場用地が1件でございました。

5条の届出につきましては、以上の7件、23筆、11,146.35㎡でございました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時56分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年11月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 根本 隆

流山市農業委員会委員 小林 常男